

【別表1】

I. 農業構造対策関係

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者	
1 担い手育成対策事業	(1) 農業経営基盤強化資金等利子助成費補助金	認定農業者に対し利子助成を行い、農業経営改善計画の実現と農業経営の安定に資する。	スーパーL資金	秋田市農業経営基盤強化資金等利子助成費補助金交付要綱に定める率	融資機関	
	(2) 新規就農支援事業費補助金	県内試験場等において行う秋田アグリフロンティア育成研修活動の受講者を支援する。	秋田アグリフロンティア育成研修活動	月75千円以内		市内就農が確実に見込まれる秋田アグリフロンティア育成研修活動受講者
		新規就農者の就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援する。	認定就農者の就農後の経営発展に資する取組に必要な経費	(経営発展支援事業) 3/4以内 上限7,500千円 ※経営開始資金と併用する場合は上限3,750千円		認定就農者
		新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得確保を図る。	平成29年4月以降に就農した50歳未満の独立・自営就農者	年1,500千円以内 夫婦 年2,250千円以内		認定就農者
		新規就農者の経営確立や早期定着に必要な機械・施設等の導入を支援する。	認定就農者の就農計画の達成に要する機械・施設等の整備に必要な経費	(夢ある園芸産地創造事業) 1/2以内 5/12以内		認定就農者
		秋田市への移住を促進し、若い就農者を確保・育成するため、新規就農者の初期投資の軽減を図る。	軽トラックの導入経費	1/2以内 上限500千円		秋田県外から秋田市に移住した認定就農者
		中年層の就農希望者に対して、就農初期段階の所得安定を図るための資金を給付し、中年層の就農を促進する。	平成31年4月以降に就農した50歳以上60歳未満の独立・自営就農者(以下「ミドル就農者」という。)	年1,500千円以内 夫婦 年2,250千円以内		ミドル就農者
	(3) 農地集積促進事業費補助金	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速する。	国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に定める農地	(地域集積協力金) 国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に定める額	国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に定める地域	
				(集約化奨励金) 国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に定める額	国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に定める地域	
	(4) 農地利用効率化等支援交付金	地域において目指すべき農地利用の姿等の実現に必要な農業機械・施設の導入等を支援し、農業の成長産業化や所得の増大を図る。	国の農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定める経費	国の農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定める額	国の農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定める者	
	(5) 法人経営安定支援事業費補助金	法人設立後の経営安定化や複合化を支援することで、農業法人の確保・育成を図る。	法人経営安定支援事業実施要領に定める経費	上限250千円	法人経営安定支援事業実施要領に定める農業法人	
	(6) 新規就農研修補助金	秋田市において新たに野菜および花き・果樹の園芸作目による農業経営を目指す者を対象に、就農に結びつく実践的な研修を行うことにより、園芸に特化した優れた担い手の確保と育成を図る。	秋田市新規就農研修活動	月75千円以内	秋田市新規就農研修の受講者	

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者
	(7) 担い手確保・経営強化支援事業費補助金	農業経営の発展・改善を図るために必要な農業機械や施設の整備等を融資を受けて行う者に対して支援する。	国の担い手確保・経営強化支援事業実施要綱に定める融資主体型補助事業の助成対象事業	下記の①～③の算定額のうち、一番低い金額 ①＝事業費×1/2 ②＝融資額 ③＝事業費－融資額 (上限 農業法人30,000千円 個人15,000千円)	国の担い手確保・経営強化支援事業実施要綱に定める者
	(8) 一歩先行く農業法人フォローアップ事業補助金	農業法人の担い手確保を図るため、雇用期間の延長を支援することにより、経営力の高い農業法人を育成する。	一歩先行く農業法人フォローアップ事業補助金実施要領に定める農業法人の助成対象経費	(雇用確保) 国の農の雇用またはシニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業 月100千円以内 国の雇用就農資金 月50千円以内	農業法人
(新規常時雇用者(県外移住))			農業法人		
(農業法人職場環境改善支援事業) 1/3以内 上限1,000千円			農業法人		
県の企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業実施要領に定める農業法人の助成対象経費			企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業 1/2以内 上限1,500千円	農業法人	
(9) 園芸農業チャレンジ研修補助金	秋田市市内での就農を検討している者を対象に、短期・中期の体験研修を実施し、園芸農家の確保と育成を図る。	研修中の宿泊費、住宅賃貸料、滞在経費	(短期研修) 宿泊費上限7千円/泊 (中期研修) 住宅賃借料上限40千円/月 滞在経費43千円/月	秋田市園芸農業チャレンジ研修の受講者	
(10) スマート農業導入支援事業費補助金	ロボット技術やAIを活用したスマート農業による省力化・低コスト化を図る取組や、消費者等への情報発信機能の充実を支援し、経営力の高い農業法人を育成する。	稲作に係るスマート技術等を活用した農作業の省力化・低コスト化に必要な機械等導入経費、農業用ドローンのオペレーター資格取得経費	(スマート技術等導入事業) 1/3以内 上限1,000千円/台 (ドローン資格取得事業) 1/3以内 上限100千円/人	認定農業法人 3農業者以上による 農業者団体	
(11) 経営継承・発展支援事業費補助金	地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、認定農業者等から経営を継承し、発展させるための取組を支援する。	国の経営継承・発展等支援事業実施要綱に定める経費	上限1,000千円	認定農業者等から経営を継承した後継者	

II. 生産・流通対策関係

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者
2 園芸作物振興対策事業	(1) 園芸作物施設等導入促進事業費補助金	園芸作物の生産振興を推進し、産地化を促進するための生産施設・機械等の条件整備を図る。	園芸用生産機械、ハウスおよびその附帯設備、種苗等の導入経費	(夢ある園芸産地創造事業) 1/2以内 5/12以内 下限100千円	認定農業者等
			園芸用生産機械、ハウスおよびその附帯設備等の導入経費	1/2以内 1/3以内	農業者等
			ダリア種苗およびダリア生産資材の導入経費	1/6以内	農業協同組合 農業者等

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者
3 中山間地域等振興対策事業	(1) 中山間地域等直接支払交付金	条件不利地域における農業生産活動等の維持を通じて、農用地の多面的機能の確保を図る。	集落協定締結農用地面積	10アールあたり 8千円以内 加算措置1つにつき 交付単価に定額加算	協定集落
4 畜産物生産振興流通対策事業	(1) 家畜衛生対策事業費補助金	獣医師の巡回等による家畜疾病の早期発見と防止、飼養管理指導等の実施と、家畜伝染病の予防接種により、伝染病発生の未然防止を図り畜産経営の安定に資する。	獣医師等の巡回経費および伝染病予防接種の経費	巡回 1/2以内 牛アカバネ病 1/2以内 牛五種混合、牛へモフィルス混合、豚丹毒、豚日本脳炎、バルボウイルス感染症 1/4以内 採卵鶏用ワクチン(31千円以内) 予防接種経費については接種手数料込みの事業費とする	農業協同組合 畜産法人等
	(2) 乳和牛増産支援対策事業費補助金	高能力な乳用牛および肉用繁殖雌牛の市場導入・自家保留を推進し、素牛の資質向上を図り、畜産経営の安定化に資する。	乳用牛(初妊牛)と肉用繁殖牛導入経費	乳用牛(1/10以内) 上限80千円/頭 肉用繁殖牛(1/10以内) 上限70千円/頭 自家保留奨励金 50千円/頭(定額)	農業協同組合
		優良な県有種雄牛の産子生産向上を図る。	計画交配対象雌牛への人工授精費	1/3以内 人工授精費 上限10千円/頭 (1頭当たり1回)	秋田地域畜産再編推進組合
		受胎向上の治療に対する支援により、子牛の生産性を高め、酪農および肉用牛生産の振興を図る。	定時人工授精治療に係る経費	1/3以内 定時人工授精治療費 上限7千円/頭 (1頭当たり1回)	
		良好な骨格、容姿形成による健康管理に対する支援により、乳和牛の資質向上を図り、畜産経営の安定に資する。	乳和牛の削蹄に係る経費	1/4以内 上限1千円/頭 (1頭当たり1回)	農業協同組合 農業者等
(3) 畜産経営ステップアップ支援事業費補助金	意欲ある畜産経営体の経営発展に必要な取組について支援し、畜産経営体の確保育成を図り、複合型生産構造への転換を促進する。	県の夢ある畜産経営ステップアップ支援事業実施要領に定める助成対象	繁殖用雌牛 (外部導入) 5/12以内(上限246千円/頭) (自家保留)100千円/頭 肥育素牛 1/2以内 (上限14千円/頭) 乳用初妊牛 5/12以内(上限275千円/頭)	認定農業者 認定就農者 畜産クラスター計画の 中心的経営体等	
			5/12以内 (認定就農者のうち非農家1/2以内)		
5 栽培漁業定着推進事業	(1) 栽培漁業定着推進事業費補助金	水産種苗の放流を実施し、漁業資源の維持、増殖を図る。	種苗購入費、種苗運搬費	30%以内	秋田県漁業協同組合
6 内水面資源維持対策事業	(1) 内水面資源維持対策事業費補助金	アユ、ヤマメ等の稚魚放流により、内水面資源の維持、増殖を図るとともに、市民参加型の放流体験イベントを通じて、市民への水産資源に対する意識の醸成を図る。	稚魚購入費	岩見川漁業協同組合 1,510千円以内 仙北西部漁業協同組合 112千円以内 上新城地区振興会 54千円以内	岩見川漁業協同組合 仙北西部漁業協同組合 上新城地区振興会
7 経営所得安定対策推進事業	(1) 経営所得安定対策推進事業費補助金	経営所得安定対策の円滑な推進を図るため、秋田市農業再生協議会が実施する取組に要する経費を助成する。	米の需給調整、担い手の育成・確保、耕作放棄地等の解消等の取組に係る経費	定額	秋田市農業再生協議会

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者
8 環境保全型農業直接支援対策事業	(1) 環境保全型農業直接支援対策事業費補助金	環境保全型農業に取り組む農業者の組織する団体等に対する支援を行い、環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図る。	国の環境保全型農業直接支援対策実施要綱に定める取組面積	10アールあたり 16千円以内	農業者の組織する団体等
	(2) 有機転換推進事業費補助金	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、必要経費を支援する。	慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地面積	10アールあたり 20千円以内	有機農業に取り組む新規就農者または慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
9 6次産業化・農商工連携支援事業	(1) 6次産業化・農商工連携支援事業費補助金	市内産農林畜水産物を活用した新商品開発等に対する支援を行い、6次産業化等の普及振興を図る。	市内産農林畜水産物を活用した新商品開発等に係る経費	1/2以内 上限500千円	農業協同組合 農林漁業者(個人、グループ、農業生産法人等) 市内事業者(事業者により組織される団体を含む)
		市内産農林畜水産物の加工に必要な機械・施設の導入等に対する支援を行い、6次産業化等の普及振興を図る。	市内産農林畜水産物の加工に必要な機械・施設の導入等に係る経費 ※6次産業化施設整備支援事業との併用不可	対象経費4,000千円まで 1/2以内 対象経費4,000千円を超えた分 1/3以内 上限4,000千円	農業協同組合 農林漁業者(個人、グループ、農業生産法人等) 市内事業者(事業者により組織される団体を含む)
		農業経営体等が取り組む加工機械や施設の整備に対する支援を行い、地域資源を活用した6次産業化ビジネスの推進を図る。	農林畜産物の加工・流通・販売などの取組に必要な機械・施設の導入等に係る経費	(6次産業化施設整備支援事業のうち、経営多角化支援および農商工連携支援) 5/12以内 上限12,500千円	認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体、農商工等連携事業計画認定事業者(見込み含む)
			(6次産業化経営力強化事業) 1/3以内 上限10,000千円	農業者、認定農業者、認定就農者、農業者が組織する団体、農商工等連携事業計画認定事業者(見込み含む)	
		令和3年6月に施行された食品衛生法の改正に対応した漬物製造に必要な機械・施設の導入等に係る経費	(6次産業化施設整備支援事業のうち、漬物製造支援) 1/2以内 上限15,000千円	農業協同組合 農業者(個人、グループ、農業生産法人等)	
農家民宿、農家民泊、農家レストラン、観光農園および直売所等の開業に伴う設備等の整備に対する支援を行い、6次産業化の普及振興を図る。	農家民宿、農家民泊、農家レストラン、観光農園および直売所等の開業に伴う設備等の整備費用 ※6次産業化施設整備支援事業との併用不可	1/3以内 上限1,000千円	農家民宿等の新規開業者		
10 秋田市農業ブランド確立事業	(1) 農産品等販売促進事業支援補助金	地元産品等のイメージアップや認知度向上を図る取り組みを支援し、本市農業ブランドの確立を図る。	地元産品の販売促進に係る経費	1/2以内	農業協同組合 農業協同組合と密接に連携して事業を行う市内事業者(事業者により組織される団体を含む)
	(2) 「農家のパーティ」プロジェクト支援補助金	農業者と事業者等が連携して行う特色ある事業活動を「農家のパーティ」プロジェクトとして認定し、当該プロジェクトを支援・推進することで、本市農業の活性化を図る。	秋田市「農家のパーティ」プロジェクト実施要綱に定める補助対象経費	1/2以内 (1申請につき500千円を限度)	「農家のパーティ」プロジェクトの認定を受けた農業者又は事業者等
11 遊休農地再生利用事業	(1) 遊休農地再生利用事業費補助金	農地の減少や周辺の営農環境に悪影響を与えるおそれがある遊休農地を解消し、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化を促進する。	県の県単遊休農地再生利用事業実施要領に定める補助対象経費	認定農業者 1/4以内 認定新規就農者 1/2以内	認定農業者又は認定新規就農者
12 化学肥料低減機械等導入支援事業	(1) 化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金	化学肥料の使用量低減に必要な機械の導入を支援し、化学肥料低減体系への転換を促進する。	県の化学肥料低減機械等導入支援事業実施要領に定める経費	1/2以内	認定農業者 認定就農者等

Ⅲ. 農業振興施策の円滑化関係

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者
13 農業総務費各種大会開催補助金	(1) 各種大会開催費補助金	本市を会場に開催される、東北および全国規模の農業関連の大会開催に助成し、本市農業の活性化を図る。	大会開催事業費	別途協議	大会開催事務局
14 水害復旧支援資金利子等助成事業	(1) 秋田市農業・漁業経営フォローアップ資金(災害に係る特例措置)利子補給費補助金	平成29年7月および8月の豪雨災害により被害を受けた農業者等の経営維持等に必要な資金に利子補給を行い、経営再建および復旧を支援する。	秋田市農業・漁業経営フォローアップ資金(災害に係る特例措置)の利子	県の農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業(災害に係る特例措置)実施要綱に定める率	融資機関
15 産地パワーアップ事業	(1) 産地パワーアップ事業費補助金	農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地に対して、計画の実現に必要な高性能な農業機械・設備の導入およびリース導入や集出荷施設等の再編・整備等に助成し、高収益作物・栽培体系への転換を図る。	県の産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針に定める助成対象経費等およびこれに付随する経費	1/2以内	公社 土地改良区 農業者 農業者の組織する団体 民間事業者
16 都市農村交流促進事業	(1) 未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金	農山漁村地域において、地域活性化を目指すプランづくりから新ビジネス創出までを総合的に支援し、所得向上と雇用の確保を図る。	県の未来へつなぐ元気な農山村創造事業実施要領に定める経費	(元気な農山村創造プラン策定事業) 7/12以内 上限350千円	農林漁業者に加え、多様な人材の参画の下で構成する協議会
				(農山村発新ビジネス創出事業) 7/12以内 上限2,916千円	協議会又は元気な農山村創造プランにおいてビジネスの取組目標の実施主体に位置づけられた個人・団体

Ⅳ. 災害復旧・再開支援対策関係

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者	
17 農業経営等復旧・再開支援対策事業	(1) 農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金	(1) 農地等の復旧支援 農地等における漂着・堆積物等の除去等に要する経費を支援する。	漂着・堆積物等の除去費用(人件費、賃借料、委託料等)、農地等の地力再生費用、農地の保全管理費用、廃棄および収穫不能農作物、廃棄資材の処理費用、用水確保に要する費用、土壌改良資材、堆肥の購入・散布に要する経費、土壌分析経費	2/3以内	農地等に被害を受けた農業者等で、市長が認定した者(法人・集落営農・生産組織(以下、「法人等」という。)を含む)	
			(2) 施設等の復旧支援 農業生産施設等の復旧に要する経費を支援する。	生産施設および付帯設備等の復旧費用、農業用機械の復旧費用	2/3以内	農作物や農地・施設等に被害を受けた農業者等で、市長が認定した者(法人等、共同利用施設を含む)
			(3) 水稲・大豆の防除等対策支援 水害により、水稲・大豆の病害虫発生を防止するために実施する薬剤散布に要する経費を支援する。	通常の防除に追加して購入することとなった薬剤経費および使用予定薬剤を変更したことによる追加経費	2/3以内	水稲、大豆に被害を受けた農業者等で、市長が認定した者(法人等を含む)
			(4) 園芸作物等の防除等対策支援 水害又は獣害(クマによる農業被害に限る。以下同じ。)により、園芸作物等の病害虫発生を防止するために実施する薬剤散布や、生育回復のための追肥に要する経費を支援する。	通常の防除に追加して購入することとなった薬剤経費、使用予定薬剤を変更したことによる追加経費、生育回復のための新たな追肥等経費	(水害) 5/6以内	園芸作物(野菜・果樹・花き等)に被害を受けた農業者等で、市長が認定した者(法人等を含む)
通常の防除に使用した薬剤経費	(獣害) 1/2以内					

補助事業の種類	補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象	補助率等	補助事業者
		(5) 水稲・大豆種子の購入支援 水稲及び大豆に著しい被害を受けた農業者の経営負担を軽減し、農業経営の意欲の確保を図るため、再生産に必要な種子購入に対する支援を行う。	水稲種子購入費、大豆種子購入費	2/3以内	水稲及び大豆の減収率が20%以上のほ場を1ha以上、又は、収穫皆無のほ場を有する農業者等で、市長が認定した者(法人等を含む)
		(6) 園芸作物の種苗等の購入支援 水害又は猛暑により、野菜・果樹・花き等に著しい被害を受けた農業者の経営負担を軽減し、複合経営の意欲の確保を図るため、再生産に必要な種苗や資材等の購入に対する支援を行う。	種苗等購入費、生産資材購入費	(水害) 5/6以内 (猛暑) 1/2以内	減収率20%以上のほ場を有する農業者等で、市長が認定した者(法人等を含む)
		(7) 畜産への支援 畜産に係る施設等に著しい被害を受けた農業者等の再生産を促すため、生産施設等の復旧、必要な家畜用飼料等の購入に対する支援を行う。	生産施設の復旧費用、家畜用飼料購入費	2/3以内	畜産に係る施設等が被災した農業者等で、市長が認定した者(法人等を含む)
		(8) 水産への支援 漁業生産施設や水産養殖生産物に著しい被害を受けた者の経営負担を軽減し、経営意欲の確保を図るため、再生産に必要な漁業施設の修理、稚魚等購入に対する支援を行う。	漁業施設の復旧費用およびイワナ、ヤマメ等の稚稚魚等購入費	2/3以内	水産養殖業施設が被災した漁業者等で、市長が認定した者(法人等を含む)
		(9) 乾燥調整施設利用料等支援 乾燥機等の故障の代替として利用する乾燥調整施設の利用料等に対する支援を行う。	カントリーエレベーター等の利用料、運送料	1/2以内	乾燥機等に被害を受けた農業者等

備考1 国・県の補助率の変更に伴い必要がある場合、又は新規事業が追加された場合等は必要に応じて、上記の表によらないで別途定めることができる。
また、補助金の額(率)の比率および限度額は最高限度額を定めたものであり、各補助金の予算の範囲内とする。

備考2 補助対象については、消費税および地方消費税に相当する額を除く。

ただし、I-1-(4)、I-(7)、II-9-(1)およびIII-16-(1)については、補助事業者が消費税の確定申告をしていない、または簡易課税方式により確定申告をしている場合は、この限りではない。